民法 2 (物権) 〈A05A〉

配当年次	2年次
授業科目単位数	4
科目試験出題者	遠藤 研一郎
文責 (課題設題者)	遠藤 研一郎
教科書	指定 淡路 剛久・鎌田 薫 他『民法Ⅱ-物権』[第4版] 以降(有斐閣)

《授業の目的・到達目標》

物権法は、形式的には、民法第 2 編物権(175 条~ 398 条の 22)を意味する。物に対する独占的な支配権という(債権と比較した場合における)権利の性質を有するが、より具体的には、所有権を中心に、用益物権(地上権、永小作権、地役権、入会権)、担保物権(留置権、先取特権、質権、抵当権)、占有権が法定されている。本授業では、(1) 物権法の総則としての物権変動を学ぶとともに、(2) 各則として以上の 10 個の物権の基礎的な知識の定着を目指す。

また、物権法は、たとえば、売買契約、請負契約、相続、取得時効、履行の強制、不当利得、不法行為など、狭い意味での物権法以外の領域とも密接に関連する。民法典全体の中での物権法の位置づけの基本についても触れ、視野を広げることも目標とする。

《授業の概要》

1. まず、物権法を学習する前提として、以下の点について十分、把握する。

物権法の導入(1) 民法典の中の物権編概説

物権法の導入(2) 物権の種類、物という概念、所有権絶対の原則

物権法の導入(3) 物権変動原因としての「売買」と「相続」

2. 物権総則の中心は「物権変動」である。対抗要件、公信力の有無などの位置づけについて、正確に理解する。

不動産物権変動(意思主義、二重譲渡、第三者の範囲、登記を必要とする物権変動)

動産物権変動(引渡しの意義と種類、公信の原則としての即時取得制度)

3. 物権各論のうち、中心となるのは、所有権である。また、占有(権)が果たす機能も十分に理解する。 所有権(所有権の意義、所有権の内容、所有権の取得、共有)

占有(権)(権利表章機能、占有訴権、占有者の義務、権利取得機能)

用益物権概説

4. 担保物権の中心は抵当権である。取引実務上も頻繁に用いられているものであり、判例の蓄積も相当なものがある。また、非典型担保としての譲渡担保や所有権留保も、近時注目されている向きもあり、その概要を理解する。

担保物権概説

抵当権(意義、抵当権の及ぶ範囲、被担保債権の範囲、抵当権侵害、抵当権の実行、賃借人との調整、 第三取得者との調整、法定地上権)

質権

非典型担保(譲渡担保、所有権留保) 法定担保物権(留置権、先取特権)

《学習指導》

- ・「授業の概要」で示した4本の柱を意識して学習してもらいたい。
- ・物権変動では、不動産と動産、原始取得と承継取得に分けて、それぞれの立法や解釈を学んでもらい たい。
- ・所有権の部分では、所有権の取得原因のほか、「共有」に着目して学習してもらいたい。その際、法人 や組合など、別の概念との関連も意識してもらいたい。
- ・占有の部分では、諸機能を意識して学習してもらいたい。特に、権利取得機能においては、取得時効制 度と併せて学習してもらいたい。
- ・担保物権では、債権回収という視点から、債権総則の分野(弁済、履行の強制、責任財産保全制度、多数当事者間の債権関係など)と併せて学習してもらいたい。

《成績評価》

試験(科目試験またはスクーリング試験)により最終評価する。

民法 2 (物権) 〈A05A〉

- ◎課題文の記入:不要(課題記入欄に「課題文不要のため省略しました。」と記入すること)
- ◎字数制限:課題により異なる(指示がない場合は、1課題 2,000 字程度)

第1課題【基礎的な問題】

次の概念について、それぞれ300字程度で説明しなさい。

- (1) 公示の原則
- (2) 隣地通行権と通行地役権
- (3) 用益物権
- (4) 物権の優先的効力
- (5) 物権的請求権

第2課題【基礎的な問題】

次の概念について、それぞれ300字程度で説明しなさい。

- (1) 留置権における「物と債権の牽連性」
- (2) 動産売買先取特権
- (3) 流質契約
- (4) 抵当権の及ぶ目的物の範囲
- (5) 所有権留保

第3課題【応用的な問題】

Aは、所有する機械(甲動産)を何者かに盗まれた。その後、Bは、中古機械の販売業者 C から、甲を 300 万円で購入した。盗難から 3 か月後、B が甲を有していることを知った A は、B に甲の返還を求めたが、B はこれに応じず、甲の使用を続けていた。そこで A は、甲の返還と、返還を求めた日の翌日から返還の日までの使用利益相当額の支払いを B に求めた。 A の請求は認められるか。

第4課題【応用的な問題】

故 Y の子である A・B・C の 3 人が、建物(甲)を 3 分の 1 ずつの持分割合で共有している。これまで A は、Y の生前から Y の事業の手伝いをして継続的に甲を使用していたが、Y の死後も事業を継続するため、B および C の同意を得ることなく甲を独占的に利用し続けていた。しかし Y の死後 2 年ほど経過したある時、B および C は、A に対し、「これからは、私たちが甲を管理する」と告げ、甲の明渡しを求めた。このような B および C の請求は、認められるか。

〈推薦図書〉

潮見 佳男・道垣内 弘人(編) 『民法判例百選 I 総則・物権』〔第8版〕(2018年) 有斐閣

民法2 (物権) 〈A05A 〉